

第8章 災害復旧計画

災害復旧にあたっては、災害の再発生を防止するため、公共施設等の復旧は、単なる原形復旧に止まらず、必要な改良復旧を行う等将来の災害に備える計画とし、災害応急対策計画に基づき、応急復旧終了後、被害の程度を十分検討して計画し、早期復旧を目標にその実施を図るものとする。

1 実施責任者

町長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長、その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有するものは、被災した施設及び設備について迅速、的確に被害状況を調査し、これに基づき復旧計画を作成し、実施するものとする。

2 復旧工事の実施

復旧工事の実施にあたっては、人員、資材等を最大限に活用して復旧作業を迅速に推進し、全般的な早期復旧を図ることとして状況に応じて、次のとおり実施するものとする。

(1) 応急復旧工事

復旧工事が長期にわたる場合は、必要最小限の復旧を図ったのち逐次全面的な復旧工事を実施する。

(2) 補強、改良復旧工事

応急資材による仮工事により復旧した施設、設備は、その後適切な補強及び改良工事を実施する。

(3) 緊急復旧工事

被害後速やかに復旧を図らなければ、更に被害が累加するおそれのある施設、設備については、可及的速やかに適切な復旧措置を講ずるものとする。

3 復旧事業計画

公共施設の災害復旧事業計画は、次の計画とする。

(1) 公共土木施設災害復旧事業計画

- ① 河川
- ② 海岸
- ③ 砂防設備
- ④ 林地荒廃防止施設
- ⑤ 地すべり防止施設
- ⑥ 急傾斜地崩壊防止施設
- ⑦ 道路
- ⑧ 港湾
- ⑨ 漁港
- ⑩ 下水道
- ⑪ 公園

(2) 農林水産業施設災害復旧事業計画

- (3) 都市施設災害復旧事業計画
- (4) 上下水道災害復旧事業計画
- (5) 住宅災害復旧事業計画
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (7) 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画
- (8) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (9) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (10) その他災害復旧事業計画

4 災害復旧予算措置

災害復旧事業、その他関係事業に要する費用は、別に法律に定めるところにより、予算の範囲内において、国及び道が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる。

5 激甚災害に係る財政措置

著しく激甚である災害が発生した場合には、被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置して、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努める。

6 応急金融等対策

災害の応急復旧を図り、被災者の速やかな立直りを期するため応急金融等対策については、次のとおりとする。

- (1) 生活確保資金融資
 - ① 生活応急資金
 - ② 世帯更正のための災害援助資金、母子福祉資金及び寡婦福祉資金
 - ③ 災害援助資金
- (2) 被災者生活再建支援制度
 - ① 被災者生活再建支援法の一部を改正する法律による被災者生活再建支援金の支給
- (3) 住宅確保資金融資
 - ① 災害復興住宅建設補修資金、一般住宅災害特別貸付金、住宅改良資金
 - ② 母子福祉資金及び寡婦福祉資金の住宅資金
- (4) 農林業応急融資
 - ① 自作農維持資金法による自作農維持資金
 - ② 農林漁業金融公庫法による土地改良資金
 - ③ 天災融資法による融資
 - ④ 農林漁業金融公庫法による林業改良造成又は復旧資金、造林に必要な資金
- (5) 中小企業経営維持資金融資
 - ① 中小企業振興資金による災害資金